

【手順の主な流れ】

自治体との協議 [事業者→県、市町村] 【第4条】

関係自治会への説明 [事業者→地域住民] 【第5条】

事業計画の公表 [事業者] 【第6条】

認定申請 [事業者→県] 【第7条】

申請書の縦覧（1ヶ月） [県] 【第8条】

利害関係者(自治会、住民等)意見提出 [利害関係者→県] 【第10条】

関係市町村長からの意見聴取 [県→市町村長] 【第9条】

関係市町村長、利害関係者意見への見解書提出 [事業者→県] 【第10条】

知事が認定・不認定を決定

認定

不認定

「市町村長意見」「利害関係者意見」
「事業者の見解」を踏まえ、
認定基準に適合しているかどうかを判断
(必要に応じ有識者から意見聴取)

工事着手 [事業者→県に着手届提出] 【第13条】

事業計画の変更認定申請 [事業者→県] 【第18条】

軽微変更届 [事業者→県] 【第18条】

※発電・維持管理中も同様

発電・維持管理 [事業者] 【第15条】

事業廃止 [事業者→県に廃止に関する実施計画届出] 【第16条】

廃止措置実施 [事業者]